

第3編 参 考 資 料

放火火災防止対策検討会 開催要綱

(目的)

第 1 条

放火火災防止対策検討会（以下「検討会」という。）は、放火火災（連続放火火災を含む。）について、その発生の防止及び被害の軽減等に資するため、ソフト対策及びハード対策の両面から検討することを目的として開催する。

(検討事項)

第 2 条

当検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 地域の現状分析手法及び評価指針に基づく評価方法の開発、効果的な広報手法等のソフト施策
- (2) 放火監視機器の開発及び運用等のハード対策
- (3) その他放火火災に関し、その予防等のために必要な事項

(検討会)

第 3 条

- (1) 検討会の委員は、学識経験者、有識者、消防関係者、関係行政機関、関係団体等のうちから、消防庁予防課長が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に委員長を置き、委員長は検討会を主宰する。なお、委員長は、委員の互選によるものとする。
- (3) 検討会には、専門部会を設けることができるものとする。
- (4) 委員長は、検討会にオブザーバーの出席を求めることができるものとする。

(専門部会)

第 4 条

- (1) 専門部会は、消防関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱するものとする。
- (2) 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会を主宰する。なお、部会長は委員長が指名する。

(庶務)

第 5 条

当検討会に関する庶務は、(財)日本消防設備安全センターの協力を得て、消防庁予防課において処理する。

(雑則)

第 6 条

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別にこれを定める。

附則 この要綱は、平成 16 年 6 月 14 日から実施する。

附則 放火対策検討会要綱（平成 14 年 10 月 1 日制定）は、廃止する。